

2025年7月9日

5・6街区支会 各位

支会活動に対する5・6街区管理事務所の対応・共有について

これまで通り、5・6街区各管理事務所において、5・6街区支会活動の
取りまとめなどのお手伝いを行っていくにあたり、先日吉田会長と話し合い
をいたしました。

今後の各行事などは、別紙のとおり会長の承認のもと、管理組合と情報を
共有することを徹底し、支会にて管理・ご対応下さるよう宜しくお願いいたします。

高津団地五街区管理事務所

高津団地六街区管理事務所

5・6街区支会・5・6街区管理事務所

1：支会活動内容の情報共有

⇒活動内容・場所・日時など支会長が承認したものを管理事務所へ報告する

2：活動に伴う『出欠届』

⇒申し込み先を各管理事務所とする

3：アンケートなど個人情報に伴う内容の取りまとめ

⇒各管理事務所内にポストを置き、管理は支会とする

4：住民の方からの問い合わせ先

⇒各行事担当者の連絡先を管理事務所と共有し、住民の方へお伝えする

5：活動に関する詳細

⇒連絡は、支会長または、支会長から承認を得た担当者から各管理事務所に依頼する

5街区管理事務所 ☎047-459-0157 ✉takatu-5@sea.plala.or.jp

6街区管理事務所 ☎047-459-0158 ✉takatsu6@iaa.itkeeper.ne.jp

*5・6街区支会、管理事務所と共有してまいりました住民の方の個人情報（高齢者名簿等）につきましては、個人情報保護法に基づき、双方で管理するものとし、互いに情報管理の徹底をはかる。

2025年 7 月 7 日